

応募要件

①基本的要件

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で応募する者にあつては、構成員全員が該当すること。

（※（6）は共同企業体の構成員の代表者が有していればよい。）

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者であること。

(4) 府税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

(7) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者

((1)キに掲げる者を除く。)又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者((1)キに掲げる者を除く。)でないこと。

- (8)府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価を支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者(この公示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)でないこと。

②技術に関する要件

- (1)以下の要件を満たした学習支援員を配置し、支援内容を実施できること。

ア 学習支援員の要件

学習支援員は、教員免許取得者、教員免許取得へ向けて単位を履修している学生、福祉課程を専攻している大学生、施設勤務経験のある者、家庭教師等学習支援経験のある者、スポーツ等レクリエーションの支援経験のある者等とする。

また、一時保護されている児童の背景や状況等について理解し、適切な支援、児童ひとりひとりに合った支援を提供できる者とする。

イ 学習支援内容の要件

学習支援にあたっては、対象児童が一時保護委託前に有していた基礎・基本の学力及び体力を維持(基礎学力が著しく低い児童には学力を向上)できるような効果的な内容が実施できること。また、一時保護の仕組みを含めた児童福祉の現状及び対象児童の状態像などを理解し、対象児童一人ひとりの状態に合わせた支援を実施できること。

- (2)学習支援員に対する研修を実施していること。

受託事業者は、学習支援員に対し、対象施設への派遣前にグループワーク、ファシリテーション、就労支援・引きこもり・不登校・発達障がいや、一時保護されている児童の状態像や児童虐待についての理解、法の趣旨及びその背景等に関する研修などを実施して資質向上を図ること。また、事業開始後も、必要に応じ(大阪府からの指示による場合を含む)、適宜実施すること。

- (3)学習支援員について、以下の点に留意して派遣できること。

ア 対象児童を一時保護した子ども家庭センター等からの依頼を受け、直ちに当該施設と連絡調整の上、遅滞なく学習支援員を派遣すること。

イ 学習支援員の派遣人数は、原則、1施設に1人とするが、対象児童数が概ね5人を超える場合は増員するなど、適正な人数を配置すること。なお、対象児童が女兒の場合、可能な限り、同性の学習支援員を派遣すること。

(4)以下の学習支援方法を実施できること。

ア 学習支援員は、対象児童が一時保護委託前に有していた基礎・基本の学力及び体力を維持（基礎学力が著しく低い児童には学習を向上）できるよう、教材を用いた学習支援を行うこと。

【学習支援方法の一例】

・学習用教材（プリント等）を使用し、適宜添削指導等を行う。

イ 学習支援員は、施設の整備状況等を十分配慮した上で、対象児童の年齢や特性を考慮しながら、スポーツ等レクリエーションの支援を行うこと。

【スポーツ等レクリエーションの支援方法の一例】

・屋外及び屋内での運動、工作（折り紙等）等を行う。

ウ 使用する教材・道具については、児童1人ひとりの学力・体力レベルに応じたものを使用すること。

③業務執行に関する要件

以下の業務実施体制を確保していること。

ア 個人情報の保護、その他情報漏洩防止について十分に配慮した上、個人情報や業務上知り得た情報を適切な方法で管理していること。

【管理方法の一例】

・個人情報管理規程を有し、個人情報管理研修を実施していること。

イ 事業の概要に沿った人員配置であること。

ウ 事業の概要の記載のある回数（年間延べ支援回数 約 3,400 回）の支援が実現可能な体制であること。

④業務実績に関する要件

官公庁や民間に対して、以下の条件を満たした福祉分野における学習支援事業、自立支援事業等の類似業務の実績を有していること。

ア 対象学年が小学1年生から高校3年生であること。

イ 平成29年4月1日から公示の日までの間に、類似業務を実施した実績を数回以上有していること。